

8 高齢者の雇用管理に関する措置内容

①高齢者雇用推進者の選任	(氏名): 今田 元気	(役職): 総務部長	(配置日) 平成 30 年 4 月 1 日
--------------	-------------	------------	-----------------------

② 高齢者の雇用管理に関する措置内容について、実施している措置に○印を記入してください。(複数記入可)

- a 職業能力の開発及び向上のための教育訓練等の実施
- b 作業施設・方法等の改善
- c 健康管理、安全衛生の配慮
- d 職域の拡大
- e 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- f 賃金体系の見直し
- g 勤務時間制度の弾力化

③ 高齢者の雇用管理に関する措置の内容

(1) 具体的内容

- b 精密な精度を求められる金属研磨作業を高年齢従業員が行っているが、工場内の照度が低く視力の衰えた高齢従業員の負担となっていたため、作業場の照明器具をLED照明に交換することにより、負担軽減を図った。
対象労働者 ○○ ○○ 62歳、○○ ○○ **歳、...
- c 60歳以上の高年齢者を対象に、会社負担で人間ドックを受診させた。

対象者	受診日	生年月日	受診時年齢	受診内容
千葉 大	平成30年6月○日	昭和○○年○月○日	62歳	○○、○○、○○
上総 齡子	平成30年7月○日	昭和○○年○月○日	64歳	○○、○○、○○
...				
- g 体力の低下、健康状態を考慮した本人の希望等に対応するために、65歳以上の高齢者を対象に、本人が希望した場合は、現在の勤務時間を1日当たり1時間から3時間の範囲で短縮できる制度を設けた。

《65歳以上の高齢者を対象とした理由》
定年年齢を65歳に引き上げたことに伴い、体力的に自信のない高齢従業員は軽作業に配置したところ、60歳から65歳未満の従業員の中から時短勤務の要望がなかったことから、65歳以上を対象とした短時間勤務制度を設けた。

(2) 実施方法

- b 一回限りの措置による実施
- c 単年度の措置による実施
- g 社内規程第○条第△項に規定

(3) 導入(実施)時期

- b 平成29年4月に導入
- c 平成30年6月～8月に実施
- g 平成31年2月1日付けの社内規程第○条第△項に規定